

岩倉市福祉避難所等運営マニュアル

<令和3年4月策定>

<令和4年2月改定>

<目次>

第1章 基本的な考え

- 1 趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 2 岩倉市福祉避難所等運営マニュアルの位置づけ・・・・・・・・・・1
- 3 福祉避難所等とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

第2章 平常時における取り組み

- 1 福祉避難所の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
- 2 福祉避難所の周知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
- 3 福祉避難所の受入体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
- 4 物資・器材、人材の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8

第3章 災害時における福祉避難所の運営

- 1 災害発生直後の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
- 2 福祉避難所の開設、避難者の移送・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
- 3 福祉避難所の運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
- 4 福祉避難所の閉鎖・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16

第4章 災害時における緊急入所施設の運営

- 1 災害発生直後の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
- 2 緊急入所の要請・調整及び対象者の移送・・・・・・・・・・・・・・17
- 3 緊急入所施設の運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
- 4 費用負担の請求・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18

第5章 福祉避難所における要配慮者の支援

- 1 福祉避難所における要配慮者の支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19

第1章 基本的な考え方

1 趣旨

平成23年3月に発生した東日本大震災、平成28年4月に発生した熊本地震など近年大規模な地震が各地で発生している。

高齢者や障がい者など特別な配慮が求められる方々（要配慮者）にとっては、直接の被害だけでなく、生活環境が十分に整備されたとはいえない避難所で、長く生活することを余儀なくされた結果として、健康を害し、生活再建への移行に困難を生じたケースも少なくない。

平成28年4月に内閣府は、災害時に要配慮者へのよりよい対応が実現されるよう「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」を作成した。

本市では、このガイドラインを活用しつつ、災害時に福祉避難所等の運営が円滑に行われるよう、福祉避難所等の運営方法及び要配慮者の避難所生活の支援に係る事項等について、本マニュアルで定める。

2 岩倉市福祉避難所等運営マニュアルの位置づけ

本書は、「岩倉市地域防災計画（地震災害対策計画編）」の第3編「災害応急対策」第10章「避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策」及び「岩倉市地域防災計画（風水害等対策計画編）」の第3編「災害応急対策計画」第9章「避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策」を具体化し、要配慮者に対する支援体制の整備を図るためのマニュアルとして位置づける。

3 福祉避難所等とは

福祉避難所等とは、災害が発生した場合に、避難所で集団生活が困難な要配慮者が一時的に滞在することを想定した場所であり、福祉避難所及び緊急入所施設のことをいう。

なお、要配慮者の避難についても、発災時は原則岩倉市が開設した指定避難所へ避難するものとし、その後、避難所での要配慮者の避難状況等に応じて福祉避難所等で受け入れることとする。

(1)福祉避難所

福祉避難所とは、利用対象者のうち入院や施設に入所するほどではないが、避難所での生活に支障がある方たちのために、何らかの特別な配慮がされている避難所

根拠法令	①災害対策基本法（同法施行令第20条の6 1～5号） ②災害救助法
人員配置	概ね10人に1人の生活相談員等を配置 (原則、介護福祉士等の専門的な知識、資格を有する者)
経費の負担	運営に要した経費は、災害救助法に基づき国庫負担により措置

〈岩倉市の指定福祉避難所〉

	施設名	所在地	電話番号	担当班 (※)
1	五条川小学校放課後児童クラブ施設	神野町郷浦 18 番地	0587-38-5403	子育て支援班
2	中部保育園	本町畑中 65 番地	0587-37-0416	
3	あゆみの家	東町仙奈 158 番地	0587-66-5901	
4	ポプラの家	東新町南江向 24 番地 5	0587-66-0817	
5	南部保育園	大地町小森 5 番地	0587-37-2605	
6	下寺保育園	下本町下寺廻 107 番地 1	0587-66-3309	
7	いわくら福祉会 第1みのりの里	東町仙奈 180 番地	0587-66-5001	福祉班
8	いわくら福祉会 第2みのりの里	東町仙奈 170 番地	0587-66-5001	
9	さくらの家	八剣町下池田 806 番地 1	0587-81-4941	長寿介護班
10	一期一会福祉会 岩倉一期一会荘	北島町二本木 7 番地	0587-66-2110	
11	一期一会福祉会 岩倉一期一会荘 花むすび	北島町七反田 15 番地	0587-81-8258	
12	医療法人ようてい会 るどの泉	曾野町郷前 3 番地	0587-65-7577	

※原則、開設された福祉避難所には担当班の職員を派遣し、開設準備や避難所の管理運営にあたります。

(2) 緊急入所施設

緊急入所施設とは、利用対象者のうち、身体状況の悪化等により緊急に入所して介護・療養等が必要になる方に対応する施設をいう。

根拠法令	①介護保険法 ②岩倉市介護保険条例 ③障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という） ④障害者総合支援法に関する岩倉市施行規則
人員配置	各法律の基準に基づき配置 ※人員配置基準については、災害時における国の通知による緩和措置等がある場合は、その基準に従うこととする。
経費の負担	通常の介護報酬請求または介護給付費請求

(3) 利用対象者と受入場所

福祉避難所等の利用対象者については、下記の別表 1 に該当し、かつ避難生活において何らか特別な配慮が必要であり、避難所での共同生活が困難な方とする。また福祉避難所については、その家族も含めてよいこととする。ただし、家族が避難する場合は、最低限の人数とするため原則 1 名とする。

なお、対象者の受入場所としては、別表 2 を参考にして判断（トリアージ）する。ただし、緊急入所施設対象者であっても、他の施設を含め、緊急入所施設の確保が困難な場合は、緊急かつ一時的に福祉避難所で受け入れることとする。また、福祉避難所のなかには、平常時からの入所者・通所者がいる施設もあるため、対象となる避難者全員を受け入れることが困難な場合には、より必要性の高い方から順次受け入れることとする。

〈別表 1〉 対象者の基準

(岩倉市災害時要配慮者支援体制マニュアルの避難行動要支援者名簿の掲載対象より)

〈対象者の基準〉

- ①要介護認定 3・4・5 を受けている者
- ②身体障害者手帳 1・2 級の第 1 種を所持する身体障がい者
(心臓・腎臓機能障害のみで該当する者は除く)
- ③療育手帳 A を所持する知的障がい者
- ④精神障害者保健福祉手帳 1・2 級を所持する者で単身世帯の者
- ⑤市の生活支援を受けている難病患者
- ⑥妊産婦、未就学の乳幼児
- ⑦上記以外で市長が避難所での共同生活が困難であると認める者

〈別表2〉受入場所のイメージ

対象者	避難先
<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門的なケアは必要ではないが、配慮を必要とする方 ・ 配慮された環境であれば他者との集団生活が可能な方 	<p style="text-align: center;">避難所 (要配慮者優先スペース)</p>
<p>乳児、幼児や要介護・障がいの程度が高く、専門的なケアなど配慮を必要な方で下記のいずれかに該当し、避難所での生活が困難な方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日常生活上の常時介助が必要であるが、基本的には家族等の付き添い人の対応で生活が可能 ・ 介助機器の使用が必要 ・ 身体的事由により、長時間床面で起居することが困難 ・ 身体的又は精神的事由により他者との集団生活により、精神的に不安定な状態になると危惧される ・ 避難所では用意できない個室等の住環境が必要 ・ 身体的又は精神的負担の少ない環境と一般的な介助・援助があれば日常生活を維持できる 	<p style="text-align: center;">福祉避難所</p>
<p>下記のいずれかに該当し、身体状況の悪化等により、常時、専門的介助・援助が必要な方で、福祉避難所での生活が困難な方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日常生活上の常時介助が必要であるが、付き添い人がいない ・ 本人もしくは介護者の心身の状況が危険な状態に陥る等の緊急性が認められる ・ 介護者の急激な状況変化（介護者の死亡・長期入院等）がある ・ 家族や地域住民の支援を受けても十分な介護を期待できない 	<p style="text-align: center;">緊急入所施設</p>
<p>治療が必要な方</p>	<p style="text-align: center;">病院</p>

(4)福祉避難所等の費用負担

(福祉避難所)

施設が、福祉避難所の管理運営及び閉鎖後の原状回復に要した費用は、災害救助法による実費弁償の基準に基づき、福祉避難所が閉鎖後に岩倉市が負担する。

ただし、下表の基準の範囲内で要した経費が対象となる。その他にも、同法の別項目で「炊き出しその他による食品の給与」、「被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与」などがある。下表以外の食料や生活物品は、岩倉市がその他の避難所等の要望も取りまとめて確保し、現物給付するため、避難所独自で確保する場合は岩倉市と協議が必要である。

《災害救助法：福祉避難所設置についての救助の概要（※令和3年6月時点）》

費用の限度額	1人 1日当たり 330円以内 (ただし、下記の「対象経費」のうち①～⑦までの費用。⑧～⑩については、別で実費の経費が加算される。) ※なお、330円で賄えないと考えられる場合、県を通じて、内閣府と調整し、特別基準が設定される場合がある。
救助期間	7日以内 (ただし、災害救助法の適用期間が延長される場合がある。)
対象経費	①避難所の設置 ②維持及び管理のための賃金 ③職員雇上費（岩倉市職員の人件費は、時間外勤務手当のみ対象） ④消耗器材費 ⑤建物等の使用謝金 ⑥借上費又は購入費 ⑦光熱水費並びに仮設便所等の設置費 ⑧おおむね10人の対象者に1人の生活に関する相談等に当たる職員等の配置経費 ⑨高齢者、障がい者等に配慮した簡易洋式トイレ等の器物の費用 ⑩日常生活上の支援を行うために必要な消耗器材費

(緊急入所施設)

特別養護老人ホームや障がい者の施設入所支援施設などの緊急入所施設は、介護保険や障害者総合支援法の枠組みで対応するため、災害救助法の救助対象とはならない。緊急入所の経費の負担は、介護報酬請求や介護給付費請求にて給付される。対象者の自己負担分については、本人負担となるが、災害時の減免基準に該当する場合、負担が軽減される。

(5)開設期間

福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害の状況等により開設の延長が必要な場合にあつては、岩倉市と施設が協議のうえ、適時、期間の延長を行うものとする。

緊急入所施設は介護保険法又は障害者総合支援法に基づくものであり、開設期間に係る災害救助法の規定は適用されないため、開設期間は設けないこととする。

(実施にあたっての留意点)

- ・ 開設期間は、岩倉市が要請を行った期間とする。
- ・ 災害救助法では、避難所（福祉避難所を含む）は、災害に際し応急的に難を避ける施設であることから、開設の期間は災害発生の日から最大限7日以内と基準が定められている。なお、開設期間が予測できる場合、又は、一定期間以上の開設が必要であることが明らかな場合は、国・県と協議のうえ、7日を超える期間で開設又は延長の期間を設定できる場合もある。
- ・ 開設期間の延長が必要な場合には、事前に岩倉市と施設が協議を行ったうえで、必要最小限度の期間（原則7日以内）で延長できる。これは再延長の場合も同様である。

第2章 平常時における取り組み

1 福祉避難所の確保

(1)福祉避難所の指定

要配慮者が、避難生活において支障のない程度の構造設備（バリアフリーに対応）を備え、かつ身体介護等の支援が受けられるなど、安心して避難生活を送ることのできる体制を整備した避難所を、福祉避難所として指定し確保を目指す。

(2)民間施設を活用した福祉避難所の拡充

民間の社会福祉施設等で、災害時に福祉避難所として要配慮者を受け入れることのできる施設の掘り起こしを図り、協定を締結するなどの協力体制の整備のもとで、福祉避難所の拡充に努める。

2 福祉避難所の周知

福祉避難所を指定した場合には、市の広報紙、ホームページなどを通して、広く市民に周知を図る。

3 福祉避難所の受入体制の整備

(1)福祉避難所の施設整備

福祉避難所においては、以下のように要配慮者に配慮した整備を図り、バリアフリー化を進める。

- ・段差の解消
- ・トイレの洋式化
- ・オストメイトに対応するトイレへの改修
- ・情報収集方法の確保（テレビ、ラジオなど）
- ・情報提供方法の確保（掲示板、筆談用ボードなど）

(2)福祉避難所のレイアウトを作成する

発災時に、避難所設営がスムーズに実施できるように事前にレイアウトを作成する。なお、第5章－1－(1)「要配慮者への対応」を参考に受け入れる要配慮者の特性を考慮し、作成すること。

(3)緊急連絡先の把握

発災時に、円滑な運営ができるように職員やライフライン等関係事業者など施設管理に必要な緊急連絡先を把握し、一覧にまとめておく。

4 物資・器材、人材の確保

(1) 物資・器材の確保

災害発生時の混乱の中で必要な物資や器材を調達することは困難を極めることが予測されるため、平常時から一定量の必要物資等を備えるとともに、災害時の物資優先供給協定の締結推進に努める。

また、災害物資優先供給協定で対応できない福祉関連用具や日常生活物資について洗い出しを行い、緊急時の準備を進める。

(2) 人材・外部協力員の確保

要配慮者の日常生活の支援にあたるホームヘルパー等の介護職員等の確保について、介護サービス等の福祉サービス提供事業者との災害時支援協定の締結のほか、各種ボランティア団体との協力体制の整備を図る。

また、要配慮者の健康管理や医療相談等に当たる医療支援スタッフを確保するなど、岩倉市医師会、関係医療機関等との連携を図る。

(3) 移送手段の確保

避難所から福祉避難所等への移送については、本人または家族の責任において行うことを原則とする。

ただし、本人または家族による移送が困難な場合、例えば移送に際して要配慮者に著しい危険が及ぶことが予測される場合や要配慮者の身体状況等により、特に移送に配慮を要する場合には、岩倉市の公用車や救急車両等、福祉避難所施設の車両の手配のほか、県や運送事業者等の関係機関と協議し、安全移送の確保に努める。

第3章 災害時における福祉避難所の運営

福祉避難所の運営の概要については、別紙の「福祉避難所等の運営イメージ図」のとおりとし、詳細は下記のとおりとする。

1 災害発生直後の対応

(1) 避難所の開設

震度5弱以上の地震が発生した場合、岩倉市では、「岩倉市職員初動マニュアル」、「岩倉市業務継続計画」に基づき、災害対策本部が設置され、平常時に指定している避難所のうちから、まず市内の5つの小学校を避難所として開設するため、各小学校にあらかじめ指名されている職員（以下、第1次現地班という。）が参集する。

《実施主体：災害対策本部》

小学校の被害状況確認などを実施し、災害対策本部の判断により小学校を避難所として開設する。

(2) 福祉避難所の被害状況の確認と報告

《実施主体：施設》

- ①施設利用者及び職員の安否確認を行う。
- ②施設の被害状況確認を【様式1-1 被災状況確認表】を使用して実施する。
- ③本来業務の実施と福祉避難所として開設の可否について確認し、【様式1-2 被災状況報告書】を担当班に提出し、災害対策本部に報告する。
※施設の被害状況について判断が困難な場合は、施設より要望を受け、岩倉市職員が調査を実施する。
- ④開設可能と判断した場合、【様式1-3 開設準備チェック項目一覧表】を使用し、福祉避難所等の開設にむけた準備を行う。

(3)避難所の運営、要配慮者の把握・トリアージ、支援の実施

《実施主体：第1次現地班》

- ①第1次現地班は、避難所を運営し、避難者のうちから要配慮者を把握し、【様式2-1 要配慮者名簿】、【様式2-2 要配慮者基本情報シート】を使用して、要配慮者の情報収集を行う。
- ②第1次現地班は、本マニュアル第1章3(3)「利用対象者と受入場所」に基づき、要配慮者の避難先を判断する。
- ③第1次現地班は、福祉避難所への避難が必要な方が発生した場合、【様式3 要配慮者受入要請書】にて災害対策本部へ受入れ要請する。
- ④第1次現地班は、避難所で生活する要配慮者に対し、「岩倉市災害時要配慮者支援体制マニュアル」VII4(1)から(4)に基づき、支援を実施する。

2 福祉避難所の開設、避難者の移送

(1) 福祉避難所の開設要請

《実施主体：災害対策本部》

- ①災害対策本部は、避難所から受け取った【様式3 要配慮者受入要請書】などで要配慮者情報を収集し、適宜福祉避難所の開設の必要性を検討する。
- ②福祉避難所の開設が必要と判断した場合、【様式3 要配慮者受入要請書】、【様式4 開設要請書】を指定した福祉避難所の施設長に提出する。

(2) 福祉避難所の開設の承諾

《実施主体：施設》

開設要請を受けた福祉避難所の施設長は、開設の準備が整い次第、【様式4 開設承諾書】を災害対策本部に提出する。

(3) 福祉避難所の開設の決定、福祉避難所担当職員の配置

《実施主体：災害対策本部、担当班》

- ①災害対策本部にて対象の福祉避難所の開設を決定する。
- ②開設された福祉避難所に福祉避難所担当職員を派遣し、当該職員は開設準備業務や開設後の管理運営にあたる。
福祉避難所担当職員については原則、本マニュアル第1章3(1)表「岩倉市の指定福祉避難所」に記載されている担当班より派遣することとする。ただし担当班にて職員の派遣が困難な場合は、他班の職員を派遣することとする。

(4) 福祉避難所の設営

《実施主体：担当班、施設》

事前に作成したレイアウトを参考に、施設の被害状況や受け入れる避難者の状態を考慮し、パーティションなどを活用して、福祉避難所の設営をする。

(5) 要配慮者の移送

《実施主体：担当班、施設、運送関係機関》

入所対象者を避難所から福祉避難所へ移動・移送する。なお、移動・移送については、原則、本人または家族の責任において行うこととする。ただし、本人または家族による移送が困難な場合は、岩倉市の公用車や救急車両、福祉避難所施設の車両、県や運送事業者等の関係機関の車両で移送を実施する。

3 福祉避難所の運営

(1) 要配慮者の受入れ

《実施主体：担当班、施設》

- ①要配慮者を受け入れたら、【様式 2-1 要配慮者名簿】、【様式 2-2 要配慮者基本情報シート】を使用して、随時、要配慮者の情報管理を行う。
- ②避難者の承諾を得て、住所・氏名を窓口に掲示する。

(2) 要配慮者への支援

《実施主体：担当班、施設》

要配慮者への支援については、本マニュアル第 5 章「福祉避難所における要配慮者の支援」を参考に対応する。

(3) 状況報告

《実施主体：担当班、施設》

- ①1 日 1 回【様式 5 報告書（日報）】を作成して状況を災害対策本部に報告する。
- ②避難者に退所者があるときは、可能な限り退所先を確認して記録する。

(4) 食料、飲料水、物資等の管理等

《実施主体：担当班、施設》

- ①食料、飲料水については、【様式 6 食料・飲料水依頼票】、生活物資については、【様式 7 生活物資依頼票】にて必要数を災害対策本部に適宜要請する。
- ②供給された食料、飲料水、生活物資等については、【様式 8 救援物資受払簿】を活用して適切に管理し、物資が搬送された際には、物資保管場所を設定し保管する。物資の保管方法については、管理しやすいよう分類しておく。
- ③配布する際は、公平性に配慮し、特別な要望については、必要に応じて個別対応する。

(5) ボランティア等の人材の要請、受入れ

《実施主体：担当班、施設》

- ①福祉避難所の運営状況から判断し、運営スタッフが不足する場合は、【様式9 福祉避難所ボランティア依頼票】を岩倉市災害ボランティアセンター（岩倉市社会福祉協議会）に提出し、ボランティア等の派遣を要請する。要請時は、必要人員数や活動内容など具体的な情報を提供することとする。
- ②福祉避難所におけるボランティアの活動は、下記のような避難者の生活支援とし適切な配置を行う。
 - ・避難生活を送る要配慮者介護、看護活動の補助
 - ・清掃等生活環境の整備・改善と防疫活動の応援
 - ・災害応急対策物資、資器材の輸送・配分活動の協力
 - ・手話・筆談・外国語などの情報伝達への支援協力
 - ・その他、軽易な作業への協力
- ③避難者のうちで、ボランティア活動及び同程度の活動に協力できる者がある場合には、避難者自らも福祉避難所運営に参画することを依頼する。

(6) トイレに関する対応

《実施主体：担当班、施設》

- ①必要に応じて仮設トイレ等を適切な場所に設置する。
- ②使用についての注意事項を施設内トイレ及び仮設トイレにそれぞれ貼り出し、避難者、職員等への周知徹底を図る。
- ③施設内トイレ・仮設トイレなどの清掃、手洗い用消毒液の交換などの衛生管理には十分な注意を払い、避難者自らの協力を得て衛生環境の保持に努める。
- ④トイレ等のくみ取り、トイレットペーパーの不足補充は、状況を見て早めに要請する。

(7) ごみに関する対応

《実施主体：担当班、施設》

- ①集積所を指定し、貼り紙などにより避難者、職員等へ周知徹底を図る。
- ②避難者各自が可燃・不燃ごみなどに分別し、所定の場所へ整然と置くよう、ルールの徹底を図る。
- ③集積所は、屋外の適切な場所等を選定し、腐敗や悪臭等の防止に配慮するとともに、犬猫や野鳥等による散乱の防止に努める。

(8) 防疫に関する対応

《実施主体：担当班、施設》

- ① 消毒液を確保し、感染症や食中毒、風邪などの感染症が流行しないように、避難者等に協力を得て、ごみ処理や防疫に注意を払う。
- ② 手洗いを励行する。手洗い所には、消毒液を配置する。
- ③ 風呂の利用についてはできる限り配慮し、可能な環境が整った場合には周知のうえ秩序を保った入浴の確保に努める。
- ④ 水については、飲料水の安定的な供給を最優先とし、確保ができた後はトイレ・手洗い・洗顔・洗髪・洗濯などの生活用水の確保に努める。生活用水が確保できた場合には、洗濯場や洗濯物干し場を確保する。
- ⑤ 風邪や下痢など体調を崩している人の有無を把握し、スペースの分離などの適切な対応を行い、必要に応じて災害対策本部と連携をとり診療が施せるように対応する。

(9) 避難所内の清掃・整理整頓

《実施主体：担当班、施設》

福祉避難所内の共有スペース、トイレ、洗い場などの清掃は、避難者の協力を得て衛生環境の保持に努める。

(10) 電話の問い合わせや避難者の呼び出し

《実施主体：担当班、施設》

- ① 避難所の電話については、避難所運営で使用するため原則、避難者の個人的な目的での使用はしないこととする。
- ② 電話で避難者の問い合わせがあった時は、避難者名簿と照合する。なお、個人情報の取り扱いについては十分に注意する。

(11)生活情報の提供

《実施主体：担当班、施設》

避難者が求める下記のような情報について、そのニーズを把握した上で収集に努め、
掲示板など多様な手段で提供する。

<避難者の必要とする情報>

- ・被害・安否情報
- ・医療・救護情報
- ・余震、天候情報
- ・生活物資の配布情報
- ・ライフライン及び交通機関の復旧情報
- ・生活再建、助成制度等の情報

<情報の収集方法>

- ・災害対策本部からの情報や、公開されている情報を収集する。
- ・テレビ・ラジオ・新聞・インターネットなどの情報を収集する。

<情報の周知>

- ・収集した情報を順次整理し、必要な情報を明示して、掲示板や放送等のあらゆる手段を用いて、できるだけ早急に提供する。
- ・不要となった情報も直ちに破棄することなく、記録・整理して保管する。

4 福祉避難所の閉鎖

(1)福祉避難所の統廃合

《実施主体：担当班、施設》

- ①災害対策本部は、福祉避難所の利用長期化や各避難所の避難者数のばらつきの発生などが生じた場合には、福祉避難所の統廃合を図る。
- ②福祉避難所を統廃合する場合は、避難者の理解と協力を求めるため、要配慮者及びその家族に十分に説明をする。

(2)福祉避難所の閉鎖の決定

《実施主体：災害対策本部、担当班》

- ①災害対策本部は、避難している要配慮者が撤収し、福祉避難所としての目的を達成したと判断したときは、福祉避難所の閉鎖を決定し、**【様式10 福祉避難所解消通知書】**にて福祉避難所に通知する。
また、福祉避難所の施設に甚大な被害が生じた場合または被害の発生が予測される場合、伝染病・感染症等の発生拡大などの危急を要する事態により、避難生活の継続が困難または不適切と判断される場合においても、福祉避難所の閉鎖を決定する。
- ②閉鎖に際しては、必要な原状回復を行った上で施設管理者へ引き継ぐものとする。

(3)費用負担の報告・請求

施設が、福祉避難所の管理運営及び閉鎖後の原状回復に要した費用は、災害救助法による実費弁償の基準に基づき、福祉避難所が閉鎖後に岩倉市が負担する。

《実施主体：担当班、施設、災害対策本部》

- ①福祉避難所は、福祉避難所の設置及び管理運営に要した費用について、**【様式 11】福祉避難所の設置運営に要した経費に関する届出書**を作成して、請求書とともに災害対策本部へ提出する。
- ②開設期間が長期化する場合は、開設期間中であっても月単位等により請求が行えることとする。
- ③費用の積算根拠となる領収書等の書類については、施設で揃えておくこととし、必要に応じて災害対策本部が書類の確認をすることとする。

第4章 災害時における緊急入所施設の運営

緊急入所施設の運営については、別紙の「福祉避難所等の運営イメージ図」のとおりとし、詳細は下記のとおりとする。なお、当章における担当班とは、介護保険法に基づく施設は長寿介護班、障害者総合支援法に基づく施設は福祉班とする。

1 災害発生直後の対応

(1) 緊急入所施設の被害状況の確認と報告

《実施主体：施設》

- ①施設利用者及び職員の安否確認を行う。
- ②施設の被害状況確認を【様式1-1 被災状況確認表】を使用して実施する。
- ③本来業務の実施と緊急入所の可否について確認し、【様式1-2 被災状況報告書】を担当班に提出し、岩倉市長に報告する。
※施設の被害状況について、判断が困難な場合は、施設より要望を受け、岩倉市職員が調査を実施する。
- ④受入可能と判断した場合、【様式1-3 開設準備チェック項目一覧表】を使用し、緊急入所の準備を行う。

2 緊急入所の要請・調整及び対象者の移送

(1) 緊急入所の要請

《実施主体：岩倉市》

- ①岩倉市長は、避難所から受け取った【様式3 要配慮者受入要請書】などで要配慮者情報を収集し、適宜緊急入所の必要性を検討する。
- ②岩倉市長が緊急入所を必要と判断した場合、【様式3 要配慮者受入要請書】を指定した緊急入所施設の施設長に提出する。

(2) 緊急入所の調整

《実施主体：担当班、施設》

- ①受入要請を受けた緊急入所施設は担当班と受入れについて調整する。
- ②受入準備が整い次第、担当班は岩倉市長に報告する。

(3) 対象者の移送

《実施主体：担当班、施設》

入所対象者の緊急入所施設への移送については、原則、本人または家族の責任において行うこととする。ただし、本人または家族による移送が困難な場合は、岩倉市の公用車や救急車両、緊急入所施設の車両で移送を実施する。

3 緊急入所施設の運営

緊急入所施設の運営については、原則、介護保険法や障害者総合支援法に基づき対応する（人員配置や面積の確保を含む）。

(1) 対象者の受入れ

《実施主体：施設》

対象者を受け入れたら、【様式 2-1 要配慮者名簿】、【様式 2-2 要配慮者基本情報シート】を使用して、随時、要配慮者の情報管理を行う。

(2) 状況報告

《実施主体：施設》

緊急入所施設は、入・退所者が発生した場合は【様式 5 報告書（日報）】を作成して状況を担当班に報告する。

4 費用負担の請求

緊急入所施設は、介護保険や障害者総合支援法の枠組みで対応するため、災害救助法の救助対象とはならない。緊急入所の経費の負担は、介護報酬請求や介護給付費請求にて給付され、自己負担分については、本人負担となるが、災害時の減免基準に該当する場合、負担が軽減される。

《実施主体：施設》

- ①緊急入所施設は、入所者の自己負担について、減免等の制度の活用の手続きが行えるよう入所者を支援する。
- ②緊急入所施設は、介護報酬請求や介護給付費請求にて緊急入所で要した経費を請求する。

第5章 福祉避難所における要配慮者の支援

1 福祉避難所における要配慮者の支援

(1) 要配慮者への対応

福祉避難所では、下表を参考に要配慮者それぞれに対応するように努めること。

対象者	対応内容
高齢者	<ul style="list-style-type: none">・避難生活では活動能力が低下し、寝たきり状態に陥りやすいので、健康状態に十分配慮し、可能な限り運動のできる場所を確保する。・認知症高齢者は、生活環境の変化で問題行動が出現しやすいので、生活指導等を行い精神的な安定を図る。・おむつをしている人のための、おむつ交換場所を別に設ける。
聴覚障がい者	<ul style="list-style-type: none">・伝達事項は、紙に書いて知らせる。・掲示板等を使用し、場所や使用方法、状況の変化、最新の情報を適切かつ確実に伝える。・手話通訳者等を確保する。
視覚障がい者	<ul style="list-style-type: none">・避難所のトイレや配給場所、状況の変化などを適切に伝える。・放送やハンドマイク等を使用し、最新の情報を確実に伝える。
肢体不自由者	<ul style="list-style-type: none">・車いすが通れる幅を確保する。
内部障がい者	<ul style="list-style-type: none">・医療機材の消毒や交換のため、清潔な治療スペースを設け、機材使用に電源が必要な場合は電源を確保する。・医療機関等の協力により巡回診療を行う。
知的障がい者	<ul style="list-style-type: none">・環境の変化を理解できずに気持ちが混乱したり、精神的に不安定になる場合があるので、気持ちを落ち着かせるよう配慮する。
精神障がい者	<ul style="list-style-type: none">・生活の変化や対人関係等のストレスの負荷が増大すると思考や感性のコントロールができなくなることがあるので質問攻めにせず、落ち着くまで話を聞く。・話をする場合は、一度に多くの内容を盛り込まず、ひとつのことを簡潔に伝える。

<p>発達障がい者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・発達障がいのある人は、見た目では障がいの有無や障がいの状態がわからない場合もあるため、家族など本人の状態をわかっている人が近くにいる場合は、必ずかかわり方を確認する。 ・体調や怪我について、本人自身が気づいていない場合があるので、健康状態を観察し確認する。 ・抽象的な言葉ではなく、具体的な表現で話しかける。 ・順番を守れない人がいるので、物資の配布時は個別対応するなど配慮が必要となる。 ・精神的に不安定な場合は、周囲に危険物がないかなど確認し、無理に押さえつけたり、叱りつけたりせず、落ち着くまで待つ。
<p>妊産婦</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・妊産婦は声をあげづらいので、避難所での要望や育児不安などについてヒアリングを行う。ヒアリングの際は、なるべく女性が担当するよう努める。 ・心身の健康状態と症状に応じてケアを行う。 ・妊婦健診や出産予定施設を把握し、必要に応じてあらかじめ調整を行う。
<p>乳幼児</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・退行現象、夜泣き、不眠などの症状に留意し、精神的安定が図られるよう配慮する。 ・乳児に対して、ミルク用の湯、ほ乳瓶の清潔保持、沐浴の手だてなどの確保に努める。 ・乳幼児健診や医療機関受診状況を確認し、必要に応じて受診を調整する。 ・新生児の発育栄養状態、並びに育児不安の有無等を把握し、必要に応じて保健・医療サービス利用を助言する。

(2)福祉サービスの提供

- ①要配慮者が災害発生前に受けていた福祉サービスや医療を、災害後も継続的に受けることができるよう対応を図ることが重要であるため、福祉サービス事業者・医療機関等と連携を図り、避難している要配慮者に対して必要な福祉サービス・医療の提供に努める。
- ②福祉避難所におけるホームヘルパーの派遣等、福祉各法による在宅福祉サービス等の提供について、介護保険法、障害者総合支援法等に基づく実施の確保を図る。

(3)相談体制の確保

福祉避難所内で要配慮者からの相談について対応ができる体制を確保すること。また、相談については、保健師等の専門職による相談ができるような体制を確保すること。

(4)災害時の心のケア対策

福祉避難所ではD P A T等と連携し、避難所への巡回医療など、災害時の心のケア活動を実施する。

※D P A T（災害派遣精神医療チーム）：大規模な災害の被災地への心のケア活動等を行う。